

内閣参質一六六第六一号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員近藤正道君提出遺産の分割相続における郵便局・金融機関への一部払戻請求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員近藤正道君提出遺産の分割相続における郵便局・金融機関への一部払戻請求に関する質問
に対する答弁書

一について

共同相続人の一人が、相続財産中の預金債権につき、法定相続分の払戻しを金融機関又は日本郵政公社（以下「金融機関等」という。）に請求した場合において、金融機関等によっては、個別の事情を勘案し、当該払戻しに応じている事例もあるものと承知している。

金融機関等においては、相続人全員の払戻請求書を求めるといふ慣行に拘泥するあまり預金者の権利を害することのないよう、御指摘の判例等の趣旨を踏まえた対応をとる必要があるものと考えられる。

監督官庁としては、必要があれば、金融機関等の業務運営態勢について、適切な対応を行ってまいりたい。

二について

お尋ねの預貯金の口座総数及び預貯金総額については、把握していない。

